

令和7年度
秋田市職員採用試験受験案内書

高校卒業程度・動物専門員

秋田市が求める職員像

「市民・地域・組織にとって価値ある職員」

魅力あふれるまちづくりを実現するため、市民・地域・組織にとっての「価値」を常に考え、追求し、高めることのできる職員

- 受付期間 令和7年7月22日(火)午前9時から8月8日(金)午後5時まで
- 申込み方法 インターネット(電子申請)により申し込んでください。
次のURLから「受験申込みについて」にアクセスし、記載されている内容を確認の上、受付期間中に申込み手続きを行ってください。
<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/1046376.html>
※電子申請サービスのリンクは、令和7年7月22日(火)午前9時に公開予定です。
※2つ以上の試験区分へ申込みことはできません。また、申込み受付後は、今年度市が実施する他の採用試験(障がい者を対象とした採用試験を除く。)の申込みはできませんのでご注意ください。
- 第1次試験 令和7年9月21日(日)
- 試験会場 秋田県社会福社会館

問い合わせ先

秋田市総務部人事課
〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1
TEL 018-888-5429
E-mail ro-gnps@city.akita.lg.jp

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 | |
|--------|--------|------|---------------------------------|
| 高校卒業程度 | 行政 | 8人 | 市の事業・サービス全般における一般行政事務 |
| | 土木 | 3人 | 土木工事における企画立案・工事の設計・工事監督業務等 |
| | 建築 | 1人 | 建築指導・建築審査業務、公共建築物の設計・施工監理業務等 |
| | 電気 | 1人 | 公共建築物の電気設備工事に関する計画・設計・工事監理業務等 |
| | 機械 | 1人 | 公共建築物の機械設備工事に関する計画・設計・工事監理業務等 |
| 動物専門員 | 専門員A | 1人 | 動物園における動物の飼育、展示及び繁殖、安全管理に関する業務等 |
| | 専門員B | 1人 | |

2 受験資格

(1) 高校卒業程度

平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれたかた

※ 学校教育法による4年制大学もしくはこれと同等と認められる学校を卒業又は卒業見込みのかたは受験できません。

(2) 動物専門員（専門員A）

平成8年4月2日から平成18年4月1日までに生まれたかたで、学校教育法による大学（大学院および短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校等において動物に関連する課程・学部・学科を卒業・修了又は卒業・修了見込みのかた

(3) 動物専門員（専門員B）

昭和55年4月2日以降に生まれたかたで、飼育技師資格を有するかた

◆次のいずれかに該当する場合は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・秋田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 提出書類および受験票について

(1) 提出書類

○自己申告票（高校卒業程度・専門員Aの受験者に限る）

○エントリーシート（専門員Bの受験者に限る）

次のURLから必要な様式を事前に取得・作成し、電子申請時に添付ファイルとしてご提出ください。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/1046389/1046396.html>

(2) 受験票

受付期間終了後、受験票ダウンロード通知のメールを順次送付します。9月12日（金）までにメールが届かない場合は、受信設定および登録したメールアドレスに誤りがないかご確認の上、人事課へお問い合わせください。

4 第1次試験

(1) 試験方法

| 試験区分 | 試験種目 | 試験の内容 | 試験形式 |
|--|------------|--|-----------|
| 各試験区分 共通 (一般教養試験 は専門員Bを 除く。) | 一般教養 試験 | 時事、社会・人文、自然に関する一般知識、 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力 を問う問題 | 択一式(120分) |
| | 適性検査 | 職場における適応性などについての検査 | 択一式(20分) |
| 行政 | 論文試験 | 一般的な事務の遂行に必要な文章による表現力、理解 力、文章構成力 | 記述式(90分) |
| 土木 | 専門試験 | 数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設 計）、土木基盤力学（水理学、土質力学）、測量、社会 基盤工学、土木施工 | 択一式(90分) |
| 建築 | | 数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、 建築法規、建築施工 | |
| 電気 | | 数学・物理、電気回路、電気機器・電力技術・ 電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・情報 | |
| 機械 | | 数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、 機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作 | |
| 専門員A 専門員B | | 動物繁殖、動物生理、動物飼養、動物栄養、動物管理、 公衆衛生、動物行動、動物園概論（エンリッチメント を含む） | 記述式(90分) |

※ 基準点に満たない試験種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

※ 試験区分「行政」における論文試験の評価は、第2次試験で行います。

※ 試験当日は、筆記用具（HBの鉛筆、プラスチック消しゴム）、受験票（スマートフォン等に保存した画像又は印刷した紙）を持参してください。

(2) 試験日時

| 集 合 | 試 験 種 目 | 試 験 時 間 |
|---|------------------|---------------|
| 令和7年9月21日(日) 午前9時40分 ※専門員Bは 12時40分 | 一般教養試験（専門員Bを除く。） | 10時00分～12時00分 |
| | 論文試験又は専門試験 | 13時00分～14時30分 |
| | 適性検査 | 14時40分～15時00分 |

(3) 試験会場

秋田県社会福祉会館（秋田県秋田市旭北栄町1-5）

(4) 第1次試験合格者の発表

令和7年10月15日（水）に受験番号を市本庁舎掲示場（1階正面出入口）および秋田市ホームページに掲載するほか、合格者には文書で通知します。

※ 秋田市ホームページ「職員採用情報」のアドレス

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1002495/index.html>

5 第2次試験

第1次試験の合格者について、面接試験を行います。

試験日：令和7年10月下旬

※日時は、第1次試験合格者に文書で通知します。

6 第3次試験（動物専門員のみ）

(1) 試験方法

第2次試験の合格者について、面接試験を行います。

(2) 試験日

令和7年11月下旬（日時については、第2次試験の合格者に文書で通知します。）

7 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。
申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合は、採用しないことがあります。

8 最終合格発表

令和7年11月上旬（動物専門員は同月下旬）に文書で通知します。

9 試験結果の開示

試験の結果については、口頭による開示請求ができます。受験者本人が受験票（スマートフォン等に保存した画像又は印刷した紙）を持参して、人事課に直接お越しください。開示は口頭により行います。なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです（土・日・祝日等は受付していません。）。

| 開示請求できるかた | 開示内容 | 開示期間 |
|---------------------------|---------------------------------|-------------------|
| 第1次試験の不合格者 | 一般教養試験および専門試験の各得点と順位 | 第1次試験合格発表の日から1か月間 |
| 第2次試験の受験者 (動物専門員は不合格者) | 一般教養試験および論文試験又は専門試験の各得点と順位、総合評価 | 第2次試験合格発表の日から1か月間 |
| 第3次試験の受験者 | 一般教養試験および論文試験又は専門試験の各得点と順位、総合評価 | 最終合格発表の日から1か月間 |

10 合格から採用まで

- (1) 最終合格者の採用は、令和8年4月1日付けとなります。
職種によっては、最終合格のほかに補欠合格を決定することがあります。補欠合格者は補欠合格者名簿に登録され、最終合格者の辞退等により欠員が生じた場合、成績順に採用を決定します。
なお、補欠合格者名簿は令和8年2月末日まで有効です。
- (2) 採用された場合は、給料（初任給は高校新卒の場合、令和7年4月現在で195,880円。短大等の学歴や職歴によって加算あり。）のほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、住居手当等が給与規定により支給されます。
※ 条例等の改正（給与改定等）が行われた場合は、その定めるところによります。